

戦略的な生活支援の実施

日本再生戦略に基づき、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための「生活支援戦略」を策定し、就労可能な人が生活保護に頼る必要がないようにするとともに、生活困窮から「早期脱却」できるよう、重層的なセーフティネットを構築する。

【日本再生戦略(抜粋)】

[生活・雇用戦略]

(重点施策:戦略的な生活支援の実施)

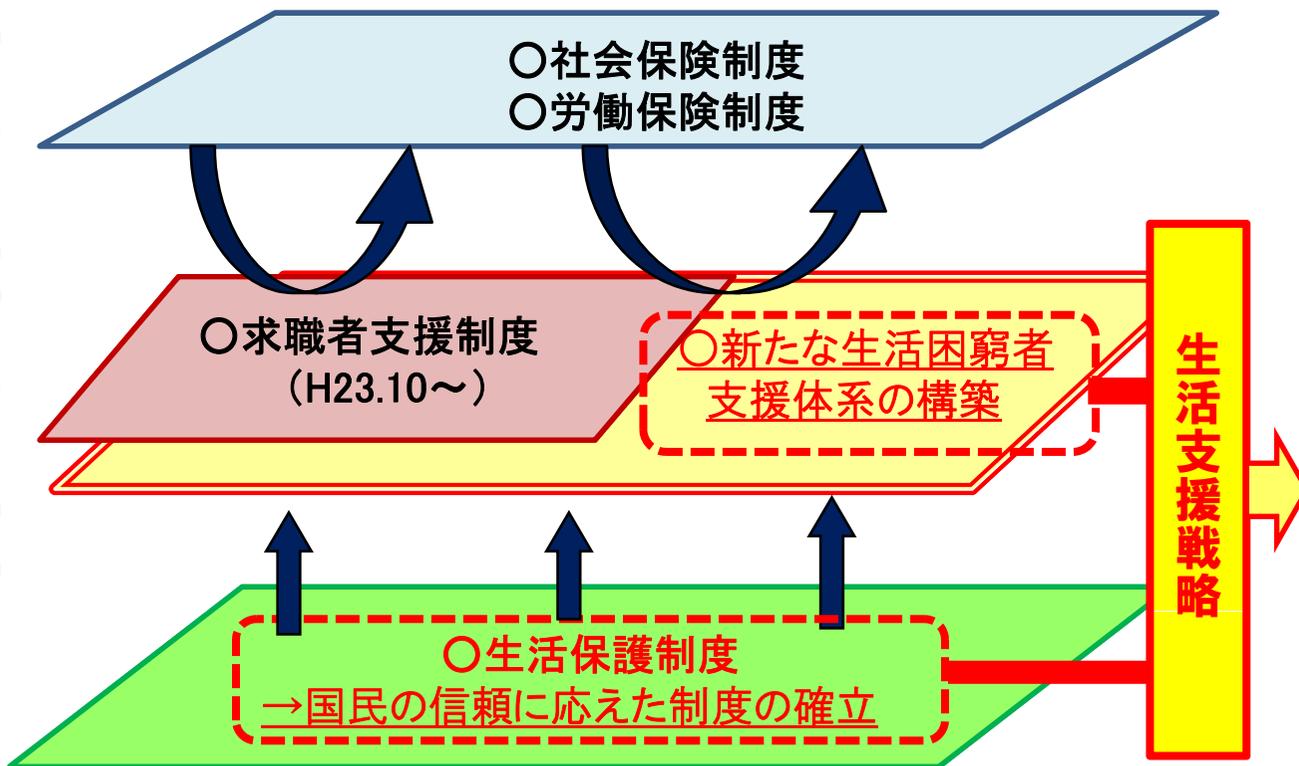
国民一人一人が社会に参加し、潜在能力を発揮するための「社会的包摂」を進めるとともに、生活保護を受けることなく自立することが可能となるよう、**生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための「生活支援戦略」**(仮称)について、2012年秋を目途に策定し、実施する。具体的には、**生活困窮者への支援体制の底上げ、強化**を図るため中期プランを策定し、**計画的に整備**を図るとともに、NPO、社会福祉法人等の**民間機関との協働による伴走型支援**や**多様な就労機会の確保**、学び直し等の**「貧困の連鎖」の防止**のための取組を含む生活困窮者支援体系を整備する。あわせて、**就労支援の強化**等により自立の助長を一層図る

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○基本目標

- 生活支援戦略では、生活困窮者が**経済的困窮と社会的孤立から脱却**するとともに、親から子への**「貧困の連鎖」を防止**することを促進する。
- 国民一人ひとりが**「参加と自立」を基本**としつつ、**社会的に包摂される社会の実現**を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、**活力ある社会経済を構築**する。
- 生活保護制度については、**必要な人には支援**するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、**国民の信頼に応えた制度の確立**を目指す。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【期待される効果】

①社会参加と自立の促進

- 生活困窮状態から脱却し、社会に参加し自立する人の増加

②「貧困の連鎖」の防止

- 子どもの貧困の防止、若者の就労・自立の促進

③生活保護給付の適正化

- ①・②や、指導等の強化による生活保護給付の適正化の促進

④自治体業務の軽減

- 「官民協働」による生活保護ケースワーカー業務の軽減と自立支援強化

生活困窮者支援体系の対象者イメージ

経済的な困窮と社会的な孤立は密接不可分の面もあり、「社会的に包摂される社会」を実現するため、相談支援は幅広く対応しつつ、具体的な支援は各人のニーズに応じて実施。

【全体像の粗いイメージ】

(※網羅的なものではなく、実際には重複する部分もあり、下欄の合計数値が新たな支援体系の対象者数になるものではない。)



※(参考)福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間40万人程度。

生活支援戦略関係事業

「生活支援戦略」(7か年計画)の中で体制整備の初年度として、生活困窮者支援のモデル事業や、子ども・若者支援、就労支援等を総合的に実施する。

平成25年度重点要求額(一般会計分)	142億円
(1) 生活困窮者支援モデル事業	55億円
(2) 就労支援	
○ 生活保護受給者等就職実現プロジェクト(仮称)の創設	50億円
	<small>* その他、特別会計:50億円</small>
(3) 居住確保支援	
○ 生活保護受給者への居住支援	6億円
(4) 子ども・若者支援	
① サポステ・学校連携推進事業	16億円
② 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充	8億円
③ ひきこもり対策経費	7億円

生活困窮者支援モデル事業

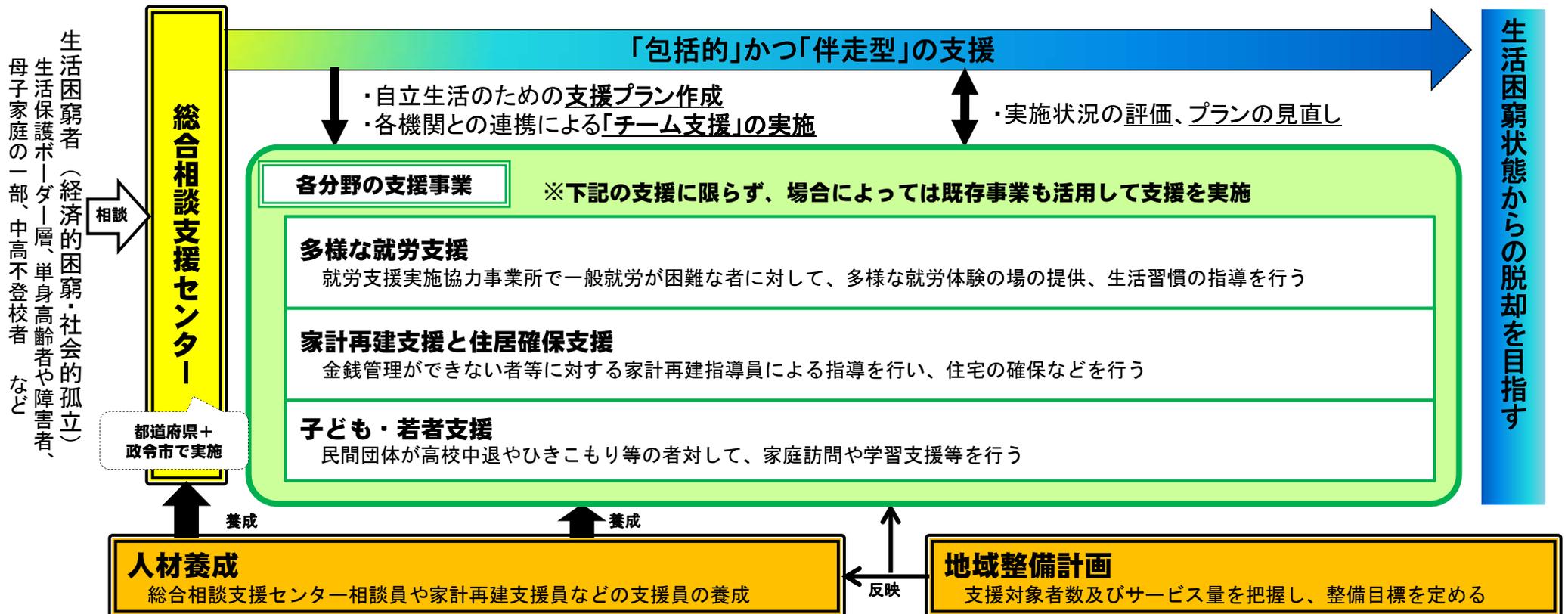
平成25年度要求額 : 55億円

生活困窮者が経済的困窮、社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止するため、今年秋を目途に策定する「生活支援戦略」に基づく生活困窮者支援体制の支援施策が自治体において効果的に実施されるよう、モデル事業を実施し、ノウハウの蓄積や各施策の課題の検証を行い本格実施に向けた体制整備を図る。

【日本再生戦略(抜粋)】

[生活・雇用戦略] (重点施策:戦略的な生活支援の実施)

国民一人一人が社会に参加し、潜在能力を発揮するための「社会的包摂」を進めるとともに、生活保護を受けることなく自立することが可能となるよう、**生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組む**ための「**生活支援戦略**」(仮称)について、2012 年秋を目途に策定し、実施する。具体的には、**生活困窮者への支援体制の底上げ、強化**を図るため中期プランを策定し、**計画的に整備**を図るとともに、NPO、社会福祉法人等の**民間機関との協働による伴走型支援**や**多様な就労機会の確保**、学び直し等の「**貧困の連鎖**」の防止のための取組を含む生活困窮者支援体系を整備する。あわせて、**就労支援の強化**等により自立の助長を一層図る



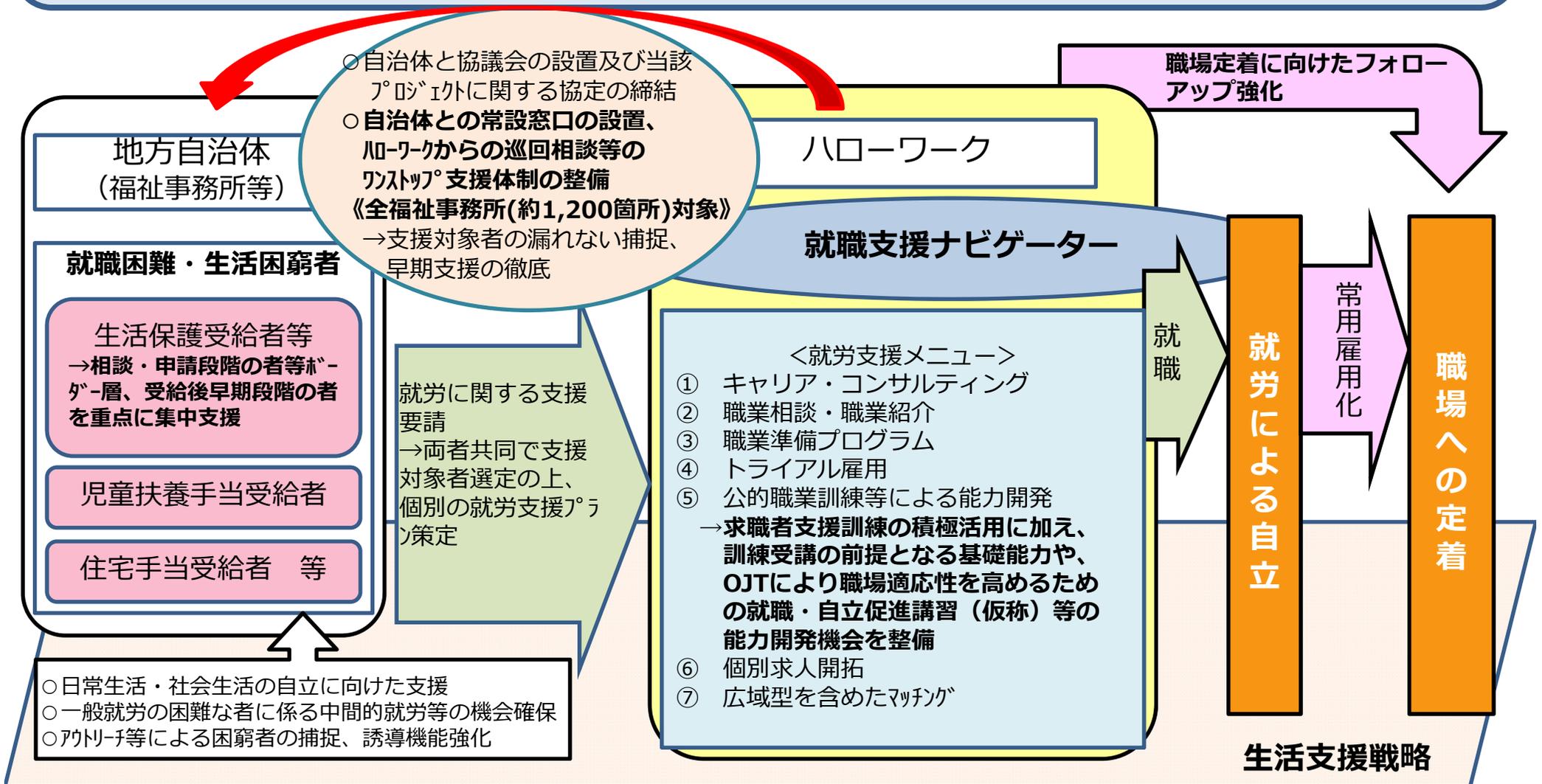
【実施主体】 地方自治体 (NPO等民間団体に委託可)

生活保護受給者等就職実現プロジェクト（仮称）の創設

25年度要求額 100億円（重点要求：一般会計50億円、特別会計50億円）

○労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業（23年度～）を発展的に解消の上、新たに**生活支援戦略（仮称）**に基づき**生活保護受給者等就職実現プロジェクト（仮称）**を創設。

具体的には、**自治体との常設窓口の設置や巡回相談等のワンストップ型の支援体制を全国的に整備**の上、生保ポータル層を含めた支援対象者規模の拡大・早期支援の徹底を図るとともに、対象者ごとの課題に応じた**能力開発等支援プログラムの積極的活用**を図るなど就労支援を抜本強化



生活保護受給者への居住支援

平成25年度要求額 : 5.6億円

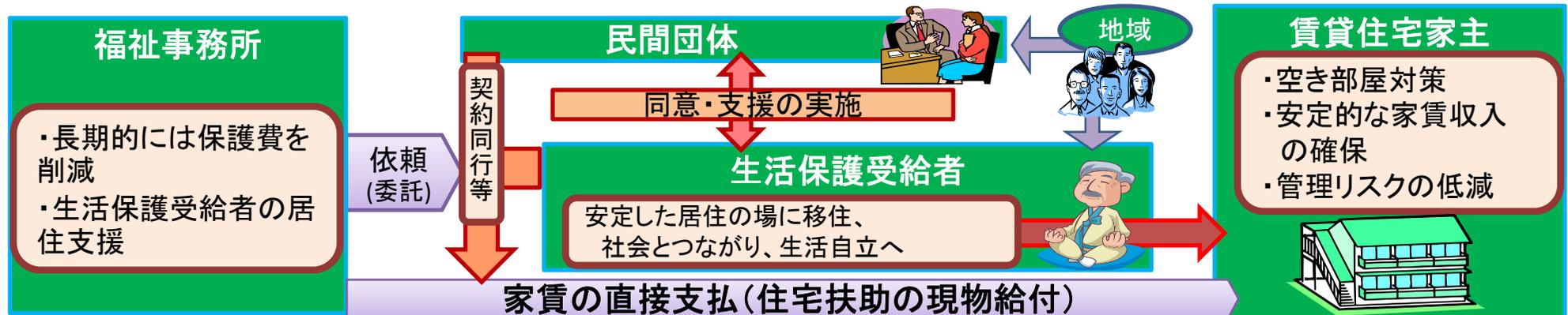
【要求要旨】

- 生活保護受給者（以下「受給者」という。）の自立した生活を促進していくためには、まず安定した住まいの場を確保し、併せて地域とのつながりを構築して社会的孤立を防ぐことが重要である。
- また、今年度の秋を目途に策定する予定の「生活支援戦略」では、NPO等の民間機関と協働しながら、伴走型の支援を行う方策について検討することとしている。
- このため、NPO等の民間団体等と協働して受給者の住環境を整えることにより、地域での自立した生活を可能にする。
- なお、住宅扶助が確実に家賃に充当されることを担保するとともに、家賃滞納リスクを軽減することで民間住宅の家主に受給者を積極的に受け入れてもらうことを目指して代理納付（自治体が受給者に代わり家賃を納付する形での現物給付の仕組み）を推進することとしている。しかし、日常生活上の何らかの支援が必要となることを懸念して、受給者を引き受けたがらない家主も少なからずいることから、代理納付による家賃滞納リスク軽減に加え、NPO等にこうした点に一義的に対応してもらう仕組みを整備することで家主の懸念解消を目指すものとする。

（参考）「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）

- 民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。



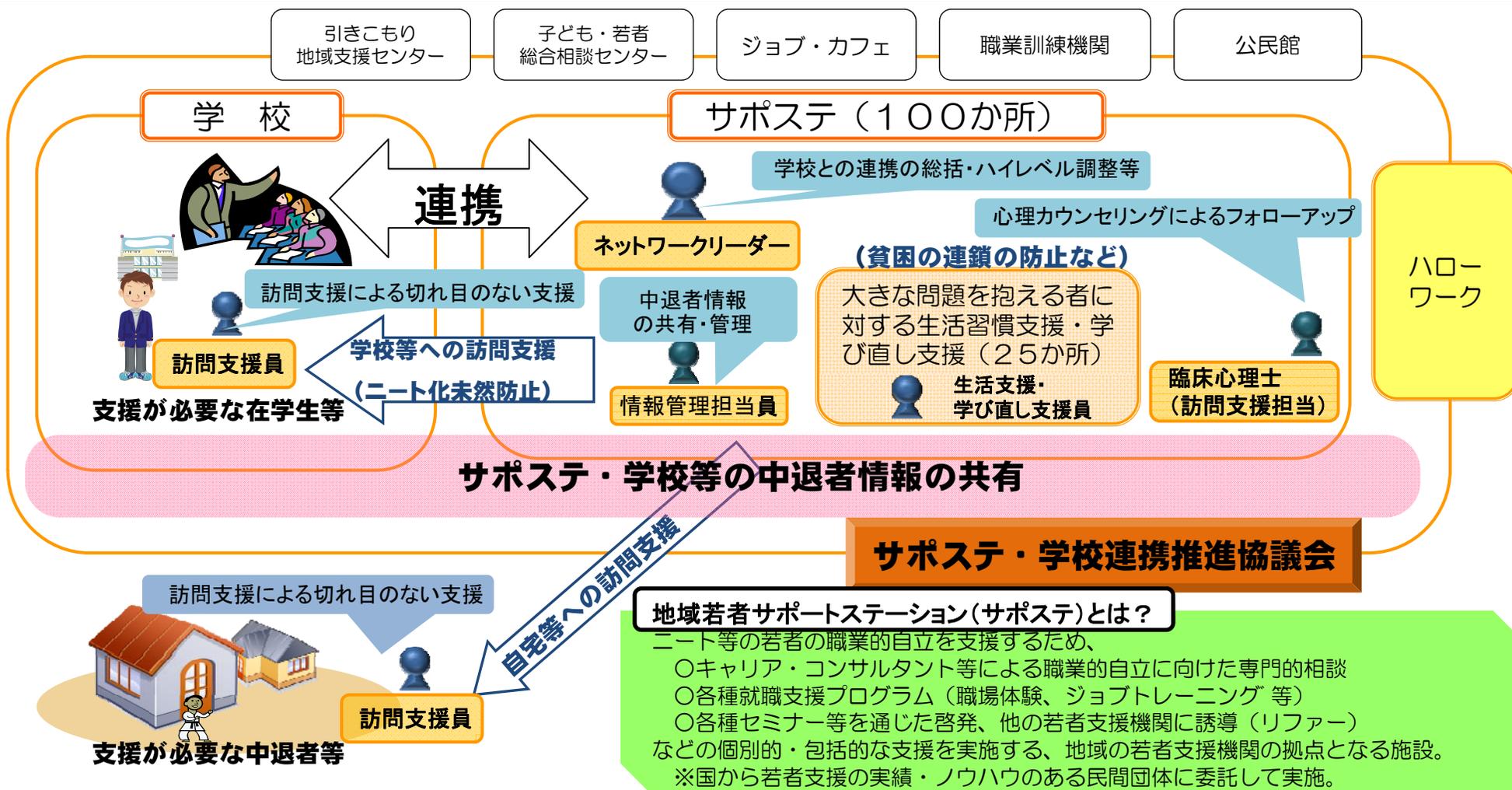
【実施主体】 NPO等民間団体（都道府県からの委託事業）

サポステ・学校連携推進事業

平成25年度要求額 : 16億円

総論

- 「生活支援戦略」の中間まとめ（平成24年7月）においては、生活困窮者支援体系の確立に向けて、
 - ・経済困窮者・社会的孤立者の早期把握、初期段階からの支援態勢の構築等について、検討を進め、
 - ・「貧困の連鎖」の防止等の観点から、地域の関係機関が連携して、高校中退者等に対する支援を積極的に展開することとされ、サポステもこのような課題に対応することが必要。
- このような支援については、「若者雇用戦略」（平成24年6月）にも具体的に盛り込まれており、
 - ・サポステと学校等の間での中退者情報の共有による中退者の支援の強化
 - ・サポステによる在学学生に対する支援の充実
 等、「サポステと学校の連携体制を構築する」こととされている。

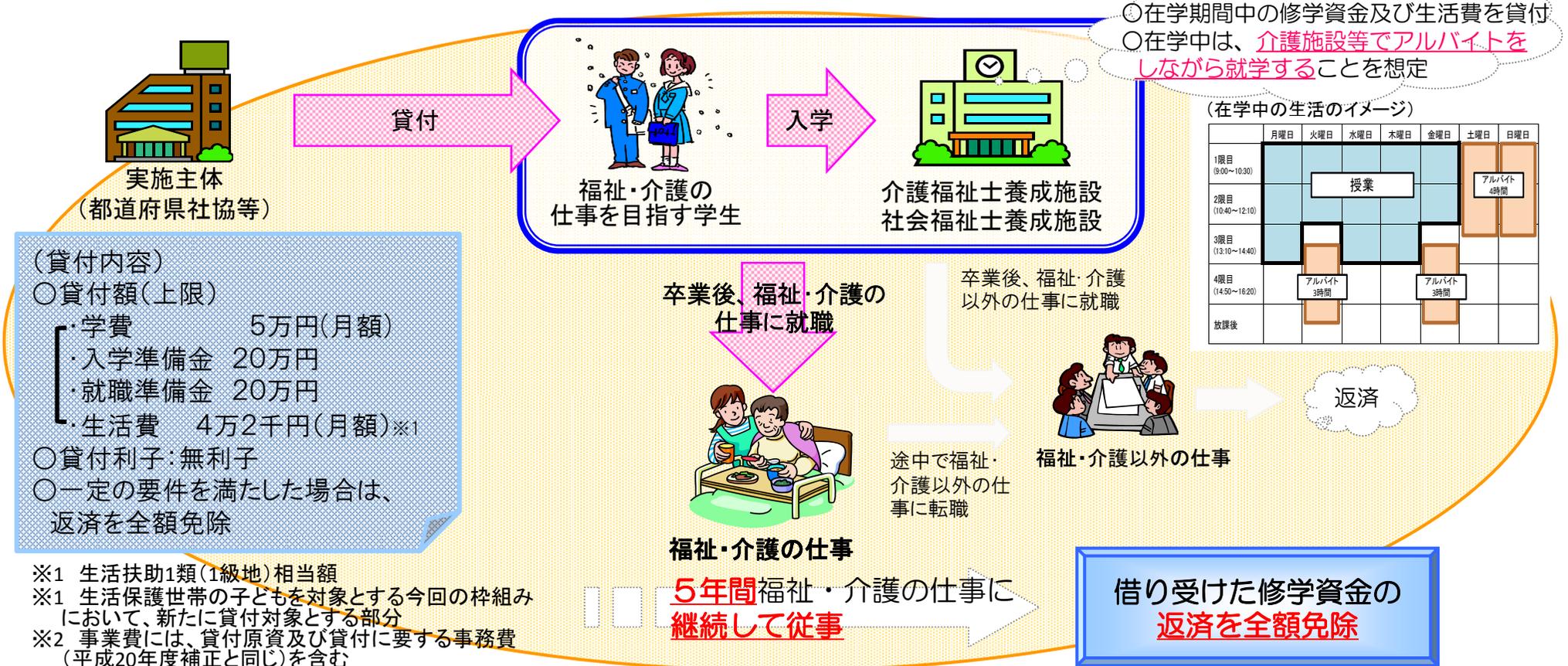


介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

平成25年度要求額 : 8.3億円

- 家庭の経済格差が子どもの教育格差につながる傾向がある一方で、生活保護世帯の者が高等学校卒業後に大学や専修学校等への進学を希望した場合に、学費や生活費等を支援する仕組みが十分ではない。
- 一方で、超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題であり、その中核を担う専門職である介護福祉士や社会福祉士の一層の養成確保が必要である。
- 貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するとともに、必要な人材を確保する観点から、介護福祉士等修学資金貸付事業の貸付内容を拡充し、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設への就学を支援する。

(介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み)



(貸付内容)

- 貸付額(上限)
 - ・学費 5万円(月額)
 - ・入学準備金 20万円
 - ・就職準備金 20万円
 - ・生活費 4万2千円(月額)※1
- 貸付利率:無利率
- 一定の要件を満たした場合は、返済を全額免除

※1 生活扶助1類(1級地)相当額
 ※1 生活保護世帯の子どもを対象とする今回の枠組みにおいて、新たに貸付対象とする部分
 ※2 事業費には、貸付原資及び貸付に要する事務費(平成20年度補正と同じ)を含む

卒業後、福祉・介護の仕事に就職



福祉・介護の仕事

5年間福祉・介護の仕事に継続して従事

卒業後、福祉・介護以外の仕事に就職



福祉・介護以外の仕事

途中で福祉・介護以外の仕事に転職

ひきこもりサポーター養成・派遣事業

平成25年度要求額 : 7.0億円

【要求要旨】

- 「生活支援戦略」の中間まとめ(平成24年7月)においては、経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐための体制強化等を図るとされている。また、「日本再生戦略」工程表(平成24年7月)においては、生活・雇用戦略として「ひきこもりの社会参加支援」を進めることとされている。
- ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援(ピアサポート)や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題がある。
- そのため、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」(=ひきこもり家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を行う。

